

答 申

1 審査会の結論

諮問第101号案件「審査請求人に関し、2016年10月から2017年4月までの間に区が社会福祉法人〇〇との間で交わした内容が記載された文書」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件の審査請求は、平成29年11月1日付けで世田谷区長に対し、審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「請求人に関し、2016年10月から2017年4月までの間、区が社会福祉法人〇〇との間で交わした報告、助言、指示等一切の交信に関する記録、文書」の個人情報等開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成29年6月23日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 区は、理由を具体的に何ら明らかにせず、一部を除き非開示と決定した。その理由について「外部機関その他の関係者との連絡調整や対応方策等に関する事項が記載されており、区の相談・支援業務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているだけである。もし、支障があるとするならば、非開示とした情報一つ一つについて、支障を及ぼす可能性を具体的に明示しなければならない。

イ そもそも、条例においては、個人情報の本人への開示が義務であり、原則である。非開示は例外的に許されているに過ぎない。

個人情報とは、言うまでもなく本人の情報にほかならず、本人に対しては全面開示が原則である。非開示とするのは、真にやむを得ない極めて例外的な場合にのみ許されると解釈すべきである。単に「支障を及ぼすおそれ」という抽象的であいまいな理由で、非開示にすることは許されない。重大な支障が生じる現実的かつ具体的な理由を本人に明らかにする義務がある。

ウ 区は「職員の観察内容がありのまま記載されている」ことが、当該事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張しているが、その部分を開示することで、区と本人との信頼関係が損なわれることは通常考えられない。

エ また、区は社会福祉法人〇〇とのやりとりの有無を明らかにすることすら拒否した。その理由を「区と特定の外部機関とのやりとりの有無を開示することとなり、相談・支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としている。

上記アと同様に支障を及ぼすおそれが具体的に何ら明らかにされていない。また、「区と特定の外部機関とのやりとりの有無」がどのような支障を及ぼすおそれがあるのかを明示せず、その存否も明らかにしないという最高度の非開示決定をしている。やりとりの存否すら明らかにしないという特に例外的で最高度の非開示決定をする場合は、その理由をさらに具体的に明らかにし、特に重大な支障が生じることを示さなければならない。

3 審査請求に対する実施機関の説明

処分庁である実施機関（以下単に「実施機関」という。）が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

(1) 条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報等に「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合、「行政運営情報」として、当該保有個人情報を非開示とすることを定めている。

本件対象文書の一部には、〇〇方とその家族の心身の状況や生活の状況をはじめとした地区担当員の観察内容、評価や所見等、実施機関と他の機関等との連絡調整の内容、当該相談に対する支援の方針等が記載されている。

これらの情報を開示するとなると、当該相談や支援に係る事務における実施機関と相談者との信頼関係の構築が困難となり、また、外部機関等との率直なやりとりが阻害されるなどの影響が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書の一部が条例第21条第7号に該当するとして本件処分を行ったことは適法である。

(2) 条例第23条は、「当該開示情報に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるとき」は、当該保有個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることを定めている。そして、「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第21条の各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

本件請求は、審査請求人に関する区と特定の外部機関とのやりとりの有無及びその内容を求めるものである。当該請求に係る個人情報が存在しているか否かを答え

ることは、区と特定の外部機関とのやりとりの有無を開示することとなる。前述のとおり、区の相談・支援を受けている者に対し当該情報を開示するとすると、区の相談・支援事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある条例第21条第7号（行政運営情報）に該当する情報を開示することとなる。

したがって、本件請求に対し、当該行政情報の存否を明らかにしないで、一部を拒否したことは適法である。

4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「請求人に関し、2016年10月から2017年4月までの間、区が社会福祉法人〇〇との間で交わした報告、助言、指示等一切の交信に関する記録、文書」との記載があり、実施機関は、①「請求者に関し、2016年10月から2017年4月までの間に区が社会福祉法人〇〇との間で交わした内容が記載された相談記録兼世帯台帳」、②「平成28年11月7日付起案「施設（事業者）利用者事故報告の収受について」」及び③「上記①及び②以外の請求者に関し、2016年10月から2017年4月までの間に区が社会福祉法人〇〇との間で交わした内容が記載された文書」の3点を対象文書としている。

そして、審査請求書によれば、審査請求人は、本件処分を取り消し、全部開示を求めているが、②「平成28年11月7日付起案「施設（事業者）利用者事故報告の収受について」」に関しては、本件処分ですべてを開示しており、非開示部分はない。

したがって、本件審査請求対象文書は、①「請求者に関し、2016年10月から2017年4月までの間に区が社会福祉法人〇〇との間で交わした内容が記載された相談記録兼世帯台帳」及び③「上記①及び②以外の請求者に関し、2016年10月から2017年4月までの間に区が社会福祉法人〇〇との間で交わした内容が記載された文書」の2点と認められる。

(2) 条例第21条第7号の該当性について

条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報等に「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている。

本件審査請求対象文書のうち、条例第21条第7号に該当するため非開示とされた部分について、審査会が当該部分を見分したところ、当該部分には、〇〇方とその家族の心身の状況や生活の状況をはじめとした地区担当員の観察内容、評価や所見等、実施機関と他の機関等との連絡調整の内容、当該相談に対する支援の方針等が記載されていることを確認した。

これらの内容の記載については、実施機関が主張しているように、当該相談及

び支援に係る事務において、相談者の地域での生活を支援するため、実施機関の相談員は、相談者との信頼関係を築き、必要な援助や助言を行っていくことが重要であり、外部機関その他の関係者との間でも、率直にやりとりするなど密接な連携・協力体制の下で進められる必要があるということが認められる。

また、本件非開示部分のうち、ありのままの観察内容の部分を開示する場合には、当該相談や支援に係る事務における実施機関と相談者との信頼関係の構築が困難となることが認められる。

したがって、条例第21条第7号本文に該当するため、本件審査請求対象文書を一部開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第23条の該当性について

条例第23条は、「当該開示情報に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなる時」は、当該保有個人情報等の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることを定めている。

この「当該開示請求に係る保有個人情報等が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなる時」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第21条の各号の規定により保護すべき情報に該当する場合をいう。

そして、条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報等に「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている。

これらを踏まえ、審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、たしかに審査請求人が主張しているとおり、本件請求は、審査請求人が直接関係のある特定の外部機関である社会福祉法人〇〇と区との間で交わされた報告、助言等に関する記録を求めるものであり、社会福祉法人〇〇は審査請求人と一定の関係があることから、条例第23条に基づく存否応答拒否は不当・違法であるという審査請求人の主張は、その限りにおいて理解することができる。

しかしながら、実施機関が主張しているように、通常、区の相談・支援業務は、外部機関その他の関係者との間で、率直にやりとりするなど密接な連携・協力体制の下で進められる必要があり、外部機関その他の関係者との信頼関係が重要であると考えられる。そして、区の相談・支援を受けている者に対し、ある特定の外部機関のやりとりに関する記録が開示される場合、当該外部機関その他の関係者との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、率直なやりとりが阻害されるなどの影響が生じ、当該事務を適正に行うことにつき、支障を及ぼすおそれがあると考えられる。したがって、本件審査請求対象文書には、条例第21条第7号が非開示事由として規定する行政運営情報が含まれていると考えられる。

さらに、これら文書の存在を認めた上で非開示とした場合、他の情報と合わせることにより、区と社会福祉法人〇〇との間で行われた打ち合わせの日時、内容、頻度、タイミング等を開示することとなり得る。したがって、本件審査請求対象文書の存否

を明らかにすることは、条例第21条第7号が非開示事由として規定する行政運営情報にあたることとした実施機関の主張には、理由があると考えられる。

以上のことから、本件請求は、条例第21条第7号に該当する情報を含む文書の開示を求めるものであるため、実施機関が本件請求に対し、条例第23条に基づき当該行政情報の存否を明らかにせずに、本件請求の一部を拒否した本件処分は、適法であると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
平成30年5月2日	審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第101号）
平成30年6月25日	（平成30年度第3回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。
平成30年9月20日	（平成30年度第5回審査会） ・審査請求人から意見の陳述を受けた。 ・諮問事項を審査した。
平成30年10月1日	（平成30年度第6回審査会） ・実施機関から説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年11月8日	（平成30年度第7回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年12月6日	（平成30年度第8回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和元年12月5日	（令和元年度第7回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和元年12月27日	審査庁（世田谷区長）に答申した。